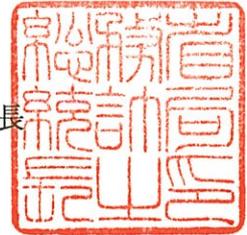


大統領令第 269 号

平成 29 年 12 月 20 日

国土交通省住宅局長 殿

総務省統計局長



平成 30 年住宅・土地統計調査単位区設定への協力について（依頼）

総務省統計局では、平成 30 年 10 月 1 日現在で「平成 30 年住宅・土地統計調査」（統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査）を実施することとしており、この度、本調査の実施に先立ち、平成 30 年 2 月 1 日現在で、住宅・土地統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 41 号）第 12 条の規定に基づき、調査対象の地域を定めるための「単位区設定」を行います。

この「単位区設定」は、都道府県知事が任命した「指導員」が指定された地域を平成 29 年 12 月から平成 30 年 2 月上旬頃までの期間中に実地に巡回し、当該地域の住戸数等を把握し、その情報を元に市町村が調査対象となる区域を設定するもので、本調査の円滑な実施及び結果精度の向上を図る上で極めて重要な意義を持つものです。

つきましては、単位区設定を正確かつ円滑に実施するため、各地方公共団体の住宅関連部局及び民間共同住宅の管理に関係する団体に対し、別添により、単位区設定の実施について周知していただくとともに、都道府県及び市区町村から当該団体の地方組織等に対し住戸数の確認等の依頼がありましたら、協力が得られますよう、よろしくお取り計らい願います。

（参考）

○住宅・土地統計調査について

住宅・土地統計調査は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住戸」という。）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住戸に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とし、昭和 23 年以来 5 年ごとに行っており、今回の平成 30 年の調査はその 15 回目に当たります。

この調査は、全国 370 万住戸・世帯を対象とした大規模な標本調査です。

連絡先：

総務省統計局統計調査部

国勢統計課住宅・土地調査第二係

入江、川上

TEL 03-5273-1005

平成30年住宅・土地統計調査の 準備事務実施のお知らせ

現在、この地域において平成30年10月に総務省統計局が実施する「平成30年住宅・土地統計調査」の準備事務（単位区設定）を行っております。

**建物内の住戸数などの確認について、
ご協力をお願いします。**

この準備事務では、調査を円滑に行うため、アパート・マンションなどの建物内の住戸数や、寮・旅館・事務所などの居住世帯の有無を確認しております。

皆様のご協力をお願いします。

- この準備事務は、法令に基づき行っているものです。（住宅・土地統計調査規則第十二条第一項）
- この準備事務を行っている職員（指導員）は、都道府県知事が任命した地方公務員です。（指導員には、「指導員証」が交付されています。）
- この準備事務で知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らすことは、法律により固く禁じられています。

<住宅・土地統計調査規則第十二条第一項>

市町村長は、実施年の二月一日現在により、直前に行われた国勢調査のため設定された調査区のうち総務大臣が指定する調査区において総務大臣の定める方法により単位区を設定するものとする。



住宅・土地統計調査とは

住宅・土地統計調査は、行政機関が作成する特に重要な公的統計調査（基幹統計調査）と位置付けられています。この調査は、昭和23年から5年ごとに行われており、平成30年10月に実施する調査は、その15回目になります。

調査結果は、私たちの暮らしと住まいに関する計画や施策の基礎資料として、幅広く利用されています。

住宅・土地統計調査の結果は このように利用されています

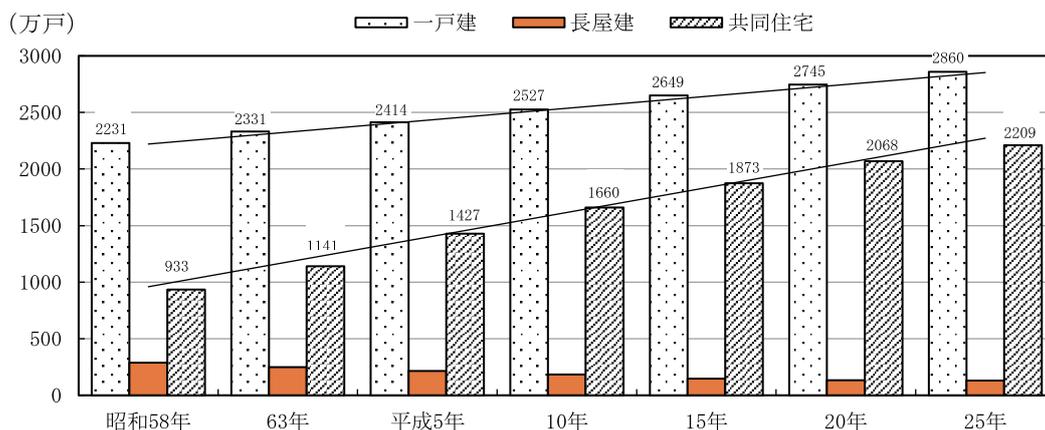
- 国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定（高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率、省エネルギー基準達成率など）
- 耐震や防災を中心とした都市計画の策定
- 空き家対策条例の制定

住宅・土地統計調査の結果からわかること

共同住宅数は2209万戸で住宅全体に占める割合は過去最高

平成25年の結果は、平成20年と比べると、一戸建が115万戸（4.2%）増加となっているのに対し、共同住宅は141万戸（6.8%）増加と、より大きな伸びを示しており、住宅数及び割合共に過去最高となりました。

建て方別住宅数の推移—全国（昭和58年～平成25年）



出典：住宅・土地統計調査 <http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.htm>

皆様のご理解・ご協力をお願いします



総務省統計局・都道府県・市区町村